

令和7年度 看護師等確保に向けた県内医療機関就職促進フェア事業

実施業務委託仕様書

委託業務の内容は、次のとおりとする。

1 目的

県内の看護職確保のため、看護師等養成所の看護学生や現在就業していない看護職、県外から県内への U ターンを希望する看護職を対象に、県内医療機関への就職を促進するため、就職フェアを開催する。

2 対象

参加施設：県内医療機関等

参加者：看護師等養成所の学生（2027 年 3 月以降卒業見込みの学生）、一般看護職就職希望者等

3 委託業務の範囲

(1) 実施時期と形式、会場、参加医療機関数等

時期：契約締結日から令和8年2月27日までの土曜日または日曜日

（想定：8月頃）

形式：対面

会場：提案事項（当日、参加医療機関が持参 PC 等を使用できる設備環境であることや、学生の参加しやすい場所であること等、利便性を考慮すること。）

県庁防災庁舎の7階フロアの利用も可。その場合は日程及び参加医療機関数は県と協議の上決定する。

参加医療機関数：県内全病院（約 130 機関）のうち 40～50 機関程度

(2) 説明会名称

宮崎県看護の就職フェア

(3) 説明会の実施方式

各医療機関ブースを出展するものとし、面接ブースの仕様や配置、時間配分は提案事項とする。フェア会場の来場者にとって分かりやすく、ブースを回りやすいように、会場レイアウトや企画等を工夫すること。また、一部の医療機関へ訪問が偏らないよう工夫すること。出展数等に応じて、午前の部・午後の部に分けて実施することも可とする。

その他、受付票記入スペース、宮崎県ナースセンターブースを設置し、フェアの運営に必要なスペースを確保すること。

(4) 運営

ア 参加者募集、参加医療機関募集業務

参加者の募集について、広報媒体等（広告、特設サイトなど）の作成及び看護師等養成所やその他の参加対象者への参加募集は、受託業者が行う。（県内看護師等養成所への案内は県からも行う。）参加目標数は、150 名程度とする。

参加医療機関の募集について、広報媒体等（広告、特設サイトなど）の作成及び参加募集は、受託業者が行う。なお、参加医療機関の決定は県と受託者の協議により行う。

イ 開催準備業務

- ・参加者からの問い合わせ対応および事前参加申込の受付
- ・医療機関 PR シート（参加者配布用）データの取りまとめ、印刷
- ・会場の手配、会場レイアウトの企画、会場管理者との事前調整、送迎バスの手配

ウ 会場設営及び開催運営等一切の業務

会場の設営および撤去、参加者への指示、誘導等

エ 配付資料及びアンケートの作成、実施

参加者に配布する資料（会場レイアウト図や医療機関 PR シート等）や訪問シート（面接に使用できる内容等が記載できる様式）等を作成する。

また、参加者及び医療機関へのアンケートを実施する。

オ 広報

メディア媒体（就活サイト、SNS、新聞）の活用等、県内養成所以外の対象者へ向けた効果的な広報手法について提案することとし、広報開始からイベント開催までの期間を 1 か月以上確保すること。

カ 参加医療機関等の情報発信

イベントに参加した医療機関の採用情報等を取りまとめ、イベント終了後も広く周知できるような方法等について検討し、提案すること。

キ フォローアップ調査

前年度の参加医療機関に対し、その後のインターンシップや病院見学等の受入状況、採用情報を調査し、結果を取りまとめること。

ク 実施結果報告

フェア終了後、参加者名簿一覧、参加者数、アンケート結果等を取りまとめ、速やかに県に報告すること。なお、アンケート結果を踏まえての次年度への提案事項や、委託業務を実施する中で浮かび上がった課題・改善事項等について、報告書に盛り込むこと。また、回収した受付票やアンケート回答等の原本については、実績報告時に全て提出すること。

ケ 独自提案

その他、参加者に県内医療機関への就職を促進するために、効果的な取組について

は提案事項とする。また、参加できなかった医療機関の PR 等についても可能なものがあれば提案を行う。

4 委託業務に係る経費について

次の各号にかかる経費は、支出対象外経費とする。ただし、事前に県と協議の上、了解を得たものについては、その限りではない。

- (1) 5 万円以上の機械・器具等の備品購入費
- (2) 租税公課（消費税及び地方消費税は除く。）

5 協議

この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、県と協議の上、定めるものとする。

6 その他

- (1) 委託業務の実施に当たっては、業務従事者はもとより、県民やサービス利用者等の第三者から事業執行や予算の執行又は業務従事者の勤務態度に関して批判を受けることのないよう十分配慮すると共に、万一批判やトラブルが発生したときは、速やかに問題の解決に当たること。
- (2) 本業務により提供するサービスについては、利用者に金銭負担を生じさせないことを原則とする。
- (3) 当委託業務は、国（厚生労働省）の「地域介護総合確保基金」を活用するものであるため、業務委託契約書及び仕様書に定めるもののほか、県の指示に従い、誠実に委託業務を履行すること。
- (4) 受託者は、この事業による成果物（事業実績書、収支決算書、広報物等）について、事業が完了した日の属する年度の終了後 5 年間保存すること。